

防人給第6481号

27.4.10

陸上幕僚長 殿

人事教育局長

(公印省略)

特殊作戦隊員の指定等について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成27年4月1日から実施することとされたので通知する。

なお、特殊作戦隊員の指定等について（人厚第2944号。16.3.29）は、廃止する。

記

- 1 特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令（平成16年陸上自衛隊訓令第22号。以下「訓令」という。）第1条第1項第1号に規定する別に指定する特殊作戦業務の課程は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（昭和40年陸上自衛隊達第110-1号）に定める特殊戦課程とする。
- 2 訓令第1条第1項各号に規定する別に指定する者は、次の各号に掲げる特殊作戦隊員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 訓令第1条第1項第1号に規定する別に指定する者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第5項第2号に規定する特殊作戦業務に関する技能を必要とする職務に従事する者（心身の故障、適性の不足その他の理由により特殊作戦隊員

として勤務することが困難な者として陸上幕僚長又はその委任を受ける者が指定する者以外の者（以下「適合者」という。）に限る。）

(2) 訓令第1条第1項第2号又は第4号に規定する別に指定する者 適合者

(3) 訓令第1条第1項第3号に規定する別に指定する者 西部方面普通科連隊の本部管理中隊の情報小隊又は普通科中隊の小銃小隊（B）に所属する者（適合者に限る。）

3 訓令第1条第1項第3号に規定する別に指定する水陸両用の課程は陸上自衛隊の訓練課程における「水陸両用」課程とし、別に指定するレンジャーの課程は陸上自衛隊の訓練課程における「レンジャー」課程とする。